

参一厚生労働委員会 平成 22 年 3 月 30 日

※雇用保険法改正案への質疑

○辻泰弘君 民主党・新緑風会・国民新・日本、辻泰弘でございます。

今日は、雇用保険法等改正につきまして、一時間、御質問をさせていただきます。

実は、本委員会での御質問は二年九か月ぶりでございます、昨年は委員長をさせていただいたんですけれども、その前は財政金融委員会におきまして道路財源やら日銀総裁を追っかけておりました関係で、そんなことで実は参議院選挙の前に質問をしたのが最後でございます、今日は二年九か月ぶりでございますので、新人のような新たな気持ちで、かつ、ゆめゆめ大事な方のお名前を間違えないように御質問をさせていただきたいと、このように思っております。

そして、まず、六か月強がたちましたけれども、この政権交代の後、長妻大臣を先頭に、本当に短期間の予算編成を含めて、いろいろと試行錯誤はあったと思いますけれども、国民の生活、暮らしの安定、向上に向けて力一杯御奮闘された長妻大臣以下、副大臣、政務官の皆さん方に私は本当に心から敬意を表しているところでございまして、今後とも御奮闘いただきますようにまず御期待を、またお願いを申し上げておきたいと思っております。

それで、まず、本題に入ります前に一つお聞かせいただきたいと思いますと思っております。それは、さきの予算委員会で、締めくくり総括のときに通告をしておきながらちょっと聞けずに大臣にも申し訳なかったこともございますし、実は今日の新聞で拝見いたしますと、行政刷新会議で検討されていくということになるような流れもあるやに聞いておりますものですから、厚生労働大臣としてのお考えを聞いておきたいと思うんですけれども。

それは、財務大臣が予算委員会において、医療費の財源に関して、混合診療の問題とかいろいろ議論がまだ日本の中では出ておりません、すべてを社会保険と税で賄うのか、それとも一部は個人の負担で賄うのか、二十三年度以降の予算の中で議論しなければならないと、このようにおっしゃったことがございました。また、昨年の六月の財政制度等審議会では、外来診療の医療費について、受診一回ごとに五百円、千円など、一定額を自己負担とするいわゆる保険免責制度の導入が課題とされていたということがございます。

そこで、財務大臣の発言から見るときに、少しその辺が財務省マターとしては検討される可能性というか危険性というか、そんなものを感じるものですから、厚労大臣としていわゆる混合診療、現実に今、保険外併用療養費制度ということ

で混合診療は一定の中で認められているわけですが、それを全面解禁しようとして、こういう話になるわけですが、そのことと保険免責制度の導入についてどのようにお考えであるか、基本的小お考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君） 今、混合診療について御質問がございました。私自身は混合診療を直ちに全面解禁するというのは、これは慎重な議論が必要だというふうに考えております。

今も、御指摘いただきましたけれども、いわゆる混合診療としては実施をしております、数にすると、先進医療で百四、高度医療で十七、合計百二十一についてはある意味では混合医療が認められているというようなことになっているわけでありまして、一定のルールで認めているということでもあります。これを完全に認めるということになりますと、これは保険外の負担を求めることが一般化するおそれがあるんじゃないかとか、あるいは科学的根拠のない特殊な医療がかなり増えてくるのではないのか、いろいろな検討が必要になるということでもあります。

そして、もう一点、今言われたのは、保険免責制度のことだと思いますけれども、自己負担が三割とか一割とか今は決まっておりますけれども、この保険免責制度を入れると、必ず一回の治療では基本料金的なものがあって、それに上乗せするという考え方だと思いますけれども、これについても今の段階で導入するという考えはございませんで、法律にも、将来にわたり例えば百分の七十を維持するという自己負担の法律の条項というのがありますので、これについては今時点では私としては考えていないということでもあります。

○辻泰弘君 安心しましたけれども、実は六年ぐらい前にもこの混合診療についてはいろいろ議論をさせていただいて、当時大臣であられた方も就任早々、個人的に言えば大きく混合診療を進めるということについては賛成でありますというようなことをおっしゃったことがあって、ここで議論をさせていただいて、その方がこの間の予算委員会で反対だということをおっしゃっていて安心したわけでございますけれども。

いずれにいたしましても、これは実は誤解が多くて、現状においてもかつての特定療養費、今の保険外併用療養費という形で原則規制ということになるわけですが、そういった形で認められているということでもございまして、いろいろな要望があるけど結局そこに帰着するという部分があると思います。もちろん弾力的にしなきゃいかぬ部分はあるので改良は必要ですが、しかし基本的にはやっぱり原則規制でいかないといけないだろうと。

そのことの意味は、やはり有効性、安全性というものが守られていないものを庶民が医療現場で高い金出して買うということにもなる。そこに実は産業という

角度を持てば確かに産業になると思うんですけども、かなりそこで医薬品まがいあるいは食品まがいのものが、やはり医者から言われたら買うということになるわけですから、それは実は大きな産業になり得るんですけども、しかし私は、今言われている医療や福祉を産業化の対象とするというところは、大きくはありますけど、混合診療の部分はしてはいけないと、このように思っております。また、これは別のときにも議論したいと思っております。

今日の課題である雇用労働、安全衛生、生命、医療、こういった人間の存在の基本にかかわる領域における規制というものはいわゆる社会的規制であって、それを単純に緩和することによって幸せになるものじゃないと、このように私はかねてより言っておるわけですが、そのことにつきましても今後とも留意をさせていただいて、今後刷新会議などで議論が出てくるのかもしれませんが、どうかその点についてはしっかりと御対応いただきたいと、このことを御要請を申し上げておきたいと思っております。

では、本題の雇用保険法等の改正案の方に入らせていただきたいと思っておりますけれども、まず今回の改正において六か月見込みというものを三十一日見込みということに改正されるわけですが、実は昨年も改正があったわけでございます。昨年の二十一年の三月三十一日施行の改正法案では、雇用保険の適用基準が一年以上雇用見込みを六か月以上雇用見込みに緩和して適用範囲を拡大したということをやったわけでございますけれども、このことの結果が一年たってどうなったかと。一年ですから十分まだ検証できない部分があるのはやむを得ないと思っておりますけれども、この部分、何か一つの方向性なりいい兆しが見えているならば教えていただきたいと思っております。

○政府参考人（森山寛君） お答え申し上げます。

今先生御指摘のように、二十一年改正に併せまして雇用保険の適用基準を一年以上雇用見込みから六か月以上雇用見込みに緩和したことに伴いまして、六か月以上一年未満の雇用見込みの労働者が新たにこの適用対象になったわけでございます。

この適用拡大によりまして具体的にどの程度雇用保険被保険者数が増加したかは把握をできませんが、過去の雇用者数と被保険者数の関係に基づきまして、適用拡大を行わなかった場合に平成二十一年度以降の被保険者数がどのように推移するか、これを推計をいたしましたところ、実際の被保険者数の方が推計値よりも約七十万人から百十万人多くなったところでございます。

○辻泰弘君 我々は三十一日以上ということで申し上げていたわけですけども、

六か月にしていただいてもそれだけ前進があったということだと思いますので、今回の法案の結果がまた良い方向に進むことを期待をさせていただきたいと思っております。

次に、今回の、三十一日以上ということになるわけですが、これについては昨年の国会などで、そういう三十一以上の雇用見込みとすると、適用されても給付につながらず掛け捨てになるのではないかと、こういったトーンの指摘が当時の私どもになされていたわけです。これは私は間違っていると思っておりますけれども、このことについて、やはり政府としての見解をお示しいただきたいと思っております。

○国務大臣（長妻昭君） 今の御質問でございますけれども、これは基本的には、例えば特定受給資格者及び特定理由離職者については、離職の日の以前一年間に被保険者期間が通算して六か月以上ということでありまして、これ過去一年間に六か月以上被保険者期間が必要だということでありまして、この六か月というのは通算でありますので、例えば、二か月、二か月、二か月、一年の間に働いておられるということは六か月というふうにみなすわけでございますので、そういう形で通算をさせていただくというような措置をとっているところであります。

この六か月という被保険者の期間をもっと短くするという御指摘もいただいているところでありますけれども、そうするとやはり給付と負担というような関係についてもいろいろ問題が出てくるということで、これは通算できるということは今後ともきちっとアピールをしていきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 ちょうど一年前のこの場におきましては、政府の答弁として、保険料だけ負担をして給付が受けられない、そのようなケースが多数発生する可能性があると、問題点を含んでいると、こういう御答弁があったんですけど、一年たって、このことがむしろそうじゃないんだということで答弁があったということ、私どもの昨年からの思いが貫徹されているわけですけど、やはり政権交代の妙と、このように思う次第でございます。

さて次に、今回の法案におきまして適用基準が法定化されたということがあるわけでございます。このこと自体は大変結構なことで、本来あるべき姿だと思いますし、今までそうでなかったのがなぜかということにもなるんですけれども、ただ、今まで雇用保険の適用基準が業務取扱要領に規定されていたと、こういうことだったわけでございます。

そこで、確認的な意味で聞かせていただきたいんですけれども、従来、適用基

準が業務取扱要領で規定された理由、そしてまた今次法定化の意義について御説明をいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君） 確かに従来は、いろいろ要件の緩和をさせていただいたときに、六か月以上などについても業務取扱要領というようなところで規定をしていたと。今までは就業の実態に即したものとすることが求められていると、様々なケースに対応するためにと、そういうような話でございましたけれども、今回については、これ国会でも法律で定めた方がいいという御指摘を何度もいただいておりますので、法律できちっと三十一日以上雇用見込み、あるいは週所定労働時間二十時間以上というのも法律で規定するというところにさせていただいております。

○辻泰弘君 同時に、確認的な意味でお伺いをしておきたいと思いますが、受給資格要件が六か月ということになっているわけでございます。もちろん、やはり一定の、保険でございますので一定の基準といいますか、どんな保険でも一定の要件が必要だと思っておりますので、そのことは私は異を唱えるものではございませんし、一つの考え方で賛意を表しておりますけれども、ただ確認的に、受給要件が六か月になっているというその六か月の根拠、このことについて御説明をいただきたいと思います。

○副大臣（細川律夫君） これは給付についての要件でございますから、保険財政におきます給付とそれから保険料のバランスといいますか、それを考慮して六か月と、こういうふうになっているわけでございます。

これにつきましては、保険料の負担者であります労働者、そして使用者、それぞれの代表の方が構成しております労政審におきましても六か月ということで、据え置くということに御判断をいただいたところでございます。

○辻泰弘君 同時に、確認的にお聞きしておきたいと思うんですけれども、週所定労働時間において適用除外とする対象が二十時間というふうになっているわけでございます。一週間の所定労働時間が二十時間以上あることが必要であると、こういうことになっているわけですが、この二十時間の根拠、これも一定の当然ルールが必要でございますからあってしかるべきとは思いますが、二十時間の、なぜ二十時間かというそのことについての根拠を御説明いただきたいと思っております。

○副大臣（細川律夫君） これにつきましても、そもそも雇用保険制度というものは、自らの労働によります賃金で生活を維持している労働者、その労働者が失業したときに必要な給付を行い、求職活動を支援するというものでございます。

そこで、所定時間が二十時間を満たない労働者につきましては、フルタイムで働く、四十時間に満たないようなそういう方でございますから、そもそもこの雇用保険制度の趣旨に照らしますと雇用保険の被保険者にすることは適当ではないと、こういう判断になっているところでございます。

この点につきましても、労政審におきまして、これまでどおりの二十時間以上ということで、今度の三十一日以上と加えまして、労政審でも二十時間以下は適用しないと、こういうことに労使の合意がされたところでございます。

○辻泰弘君 六か月以上雇用見込みから三十一日以上雇用見込みということになるこの改正が大きな成果を生むことを期待して、この項目については区切りをしたいと思えます。

次に、雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善と、こういったポイントもあるわけでございますけれども、事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については現行二年を超えて遡及適用すると、こういう新しい機軸を打ち出しておられて、賛意を表す次第でございますけれども、ただ、ここで確認をしたいと思えますことは、これまで確認された日からの遡及適用期間が二年とされていたということですが、二年というのはほかの保険とも連動があるのかもしれませんが、その二年の何ゆえかということの理由、経緯を御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人（森山寛君） お答え申し上げます。

雇用保険の遡及適用につきましては、現行その被保険者となったことの確認があった日から二年間を遡及して適用するというようにしてきたところでございます。

その理由でございますが、第一には、余りに長期間さかのぼると被保険者であったことあるいはその賃金支払の状況、こういうものを把握することが困難であること。それから第二に、二年間遡及すれば基本的には受給資格が得られること。それから第三には、保険料を徴収する権利につきましては二年間で消滅してしまうこと、こういう理由でございます。

○辻泰弘君 把握が困難というのは後の議論にもなるんですけれども、本当は把握

すべきだったというふうにも思いますし、二十年までは給付日数が増えるわけですから、そういった意味では把握しておく意味があるはずだと思うんですけども、ひとつそこは今までの考え方ということで理解をさせていただきたいと思います。

それで、もう一点確認したいと思いますことは、今回の改善のための一つの手段として、事業主から雇用保険料を控除していたことが給与明細等の書類により確認された者については二年を超えて遡及ということになっているわけですが、この事業主から雇用保険料を控除されたかどうかの確認をする、証明する方法、書類の種類、このことについて御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人（森山寛君） 今先生御指摘のように、今般の改正法案では、労働者の方の給与から雇用保険料が天引きされていた、こういうことが確認された場合には、現行制度上遡及できる期間である二年を超えて遡及して適用できるというふうにするわけでございます。

その際の具体的な確認書類でございますけれども、給与明細、賃金台帳、源泉徴収票などを想定をしておりますけれども、今後労働政策審議会にお諮りをした上で厚生労働省令により定めたいというふうに考えておるところでございます。

○辻泰弘君 先ほどの答弁にもかかわることなんですけれども、私は前、予算委員会でも大臣にもちょっと申し上げたことありましたけれども、あれ、一年ちょっと前に私も実は初めて知って不勉強を恥じたんでございますけれども、雇用保険の保険料納付といいますかその記録はほかとは違って、実は公的な記録というのは全くないという状況なわけでございます。労働保険の保険料の徴収法では天引きが、賃金からの控除が認められているにもかかわらず、そのことについての記録がどこにもないと、なくていいシステムになっているということになるわけでございます。

それで、どういうシステムかということ、届出ということを非常に重きを置くということになっているわけですね。それは届出も大事なんですけれども、届出がなされていなかったら保険料が納付されていたとしても給付に反映されないと、こういうシステムになっている。逆に、保険料納付がなくても届出さえされていれば給付に反映されると、こういうふうなことになっているわけでございます。

戦後の昭和二十年代から出発した制度だと思いますので、そして今の時点で定規を当てるということはこれはやはりなかなか無理があるんで、それはよく分かるんですけども、しかし、今日的に見れば、保険料納付の事実と連動すべき保険であるべきだと私は思うんですけども、それが届出事実と連動するというこ

と中心になっている保険というのは、やっぱり根本的に、今日的に見れば変えていかなければならないと、このように思うわけですがけれども、その点についての御認識いかがでしょうか。

○副大臣（細川律夫君） この点につきましては、保険料の納付というのが受給資格に連動していないわけです。それは、保険料を事業主が支払う、こういうことになっておりまして、事業主が保険料を払わないと、そうしますと結局受給資格がないと。こういうことになりますと、労働者の方では天引きをされていても、しかし払っていないということになれば労働者が大変不利益を被るわけですから、したがって、そういう意味では保険料の納付というところと連動させないと。だから、資格さえあればもらえるようなことで労働者を保護すると、こういう形でこの仕組みをつくっているわけでございます。

したがって、今回そういう意味では、さかのぼってもらえるような形にするのは実際に保険料を払っているということが証明される場合はさかのぼるということで救済をしていくと、こういうことにしたわけでございます。

○辻泰弘君 政権取って半年でございますので、それ以前の制度について細川副大臣が責任を持たれることではないわけなんですけれども。

もう一点通告しておりますので、同じようなことになりますけれども聞かせていただきますが、今お話しのように、やはり個人の保険料納付記録が、労災の方は事業主負担だけですからそれはそれでいいわけですがけれども、天引き後労働保険の徴収法で規定している個人の保険料の記録が公的に管理されてこなかったという、その理由と経緯、このことについて御説明いただきたいと思えます。

○副大臣（細川律夫君） これにつきましても、事業主に保険料を支払いやすいように、そういういろんな便宜を考えまして、そこで事業主の事務負担などを軽減するというようなことから、その事業主の一年間の労働者に対する総賃金に対して保険料率を掛けて、それを支払っていただくと、こういう制度にいたしまして、個人の方については幾ら支払ったかというようなことにはしていなかったところでございます。

したがって、その保険料を支払う支払方と、それから一方で、じゃ個人がこの雇用保険に加入しているかどうかということについては、ハローワークに、事業主の方が、勤めたときにはその届出をするあるいは退職したときにはまたハローワークに届ける、こういうことで個人を確認をすると、こういう仕組みになっていたところでございます。



○辻泰弘君 これまではそういう考え方で来られているわけですが、片や、健康保険と年金とを対比しますと、いわゆる被用者における健康保険料と年金の保険料の徴収というのは、四月から六月の期間の所得の状況に応じて七月に標準報酬月額を定時決定して、それを社会保険事務所、今は年金機構になるかと思いますが、そこに届け出るということが義務付けられている。それをベースにして、毎月標準報酬月額の総額に対して料率を掛けて納めると。ですから、その納められている額が、個人が幾ら払っているかというのは、毎年定時決定するわけですから、それを直接的に幾ら払っているかというのは、毎月は見えないにしても元をたどれば払っていることが分かるという、そういう状況になっているわけです。片や健康保険と年金はそうなっている。すなわち天引きになっているものが公的ところで把握されているということは言えると思うんですね。

しかし、この労働保険の方、失業保険の方はそうはなっていないという、その部分ですね。歴史的な沿革もあるし、旧厚生省、旧労働省というところのセクションの違いもあったかもしれませんが、いずれにいたしましても、今日的に見れば、特に厚生労働省と一緒にあって、そして長妻大臣が年金で一生懸命取り組んでこられた消えた年金、消された年金のことがあったわけですが、これは、去年の一番雇用労働状況厳しきときには、やはりある面、消された失業保険というのがあったわけですね。結局、納付していたにもかかわらず、届出がなかったがゆえに二年までしかさかのぼれないと、本当であればもっと昔までさかのぼって百八十日なりもっともらえるものが九十日でとどまったというようなことが現実にあったと、そういったことになるわけでございまして、これは非常にやはり問題だと思えます。

そういった意味では、長妻大臣先頭に年金手帳というようなこともおっしゃったけど、ある意味ではこの失業保険の手帳もあって、いつ行っても自分がどう納付しているのか分かるような、そういったことがあってもいいし、失業したときにどこかへ行けば、ああ、おれはこれだけもらえるんだということが分かるような、そういったことが今日的には可能であるし、またそういう方向性にしていかなければならないと私は思っております。

そんな問題意識から、一月の予算委員会において長妻大臣に、今後のいわゆる納税者番号制度、政府決定によれば社会保障・税共通の番号制度ということですが、その導入に際して、また歳入庁の創設に際しては、その労働保険料についても把握の対象としてとらえて、本来のあるべき姿を追求していただきたいと、このように申し上げたわけですが、改めてこの点についての長妻大臣のお考え、決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君） 今、雇用保険の保険料納付の管理の方法が年金等と違うという御指摘がありました。

今、徴収についても、御存じのように、雇用保険料、労災、そして年金保険料、そして税金、別々のところで徴収をしているところでもありますので、この歳入庁についても、できる限り徴収も一元化していこうということと、あとは今御指摘の社会保険・税制共通番号制度、これも今検討を進めておりますので、その一体的な議論の中で今御指摘の雇用保険料の扱いというのも、個人単位にするということも検討課題になるというふうに考えております。

○辻泰弘君 あわせて、歳入庁のことをちょっと大臣にお伺いしておきたいと思うんですけども、予算委員会でお伺いしましたとき、財務大臣は、社会保険庁が今変わったばかりで、いろいろ課題が進行しているので、その様子を見ていく必要があるんじゃないかと、納番制が先で歳入庁が後だと、こういったトーンでもあったと思うんですけども、私はその折にも申し上げましたけれども、スウェーデンにおいて負担についての国民の不満が相対的に少ないのは、給付の面もあるけれども、負担の面においていわゆる納番制的なものがある、それから税と社会保険の一体的な徴収ということでの信頼感がある、また消費税のインボイスがあると、こんなことがいろいろ言われているわけで、そういった意味で日本においても歳入庁という考え方を追求すべきだと、納番制と同時にですね、そのことをかねてより申し上げているんですけど、歳入庁について財務大臣はちょっとトーンが低いような感じもなきにしもあらずなんですけど、その点について厚生労働大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（長妻昭君） 歳入庁については、私の考えは、この新しい年金制度がスタートする政権二期目以降、スタートするときまでには歳入庁は設置をする必要があるというふうに申し上げているところをございまして、基本的にはやはり番号の方が先に検討が進むというようなことになろうかと思っておりますけれども、基本的には一体の話でもあるというふうに考えております。

○辻泰弘君 一体的に進めていただきたいと思っております。

それから、私がるる申し上げましたように、失業保険の保険料のやはり源泉徴収されておりながら公的記録がない、その部分はやっぱり根本的に、今日的に見ればおかしいことだと思っておりますので、是非、納番制、歳入庁創設の折にはそのこともしっかりと含めて御検討いただき対応していただきますように強くお願いをしておきたいと思っております。

次のポイントに移らせていただきますけれども、雇用保険二事業の失業等給付積立金からの借入れという今度の方針が一つあるわけですが、それに関連してまずお伺いしたいと思うんですけれども、私、今度の質問に当たりまして、改めて労働保険特別会計を拝見させていただいて、その中の雇用勘定を拝見させていただいて不思議に思ったといいますか、今まで自分が知らなかったということになるんですけれども、やはり雇用保険は失業等給付と二事業とで大きく分かれていて、失業等給付は労使折半の保険料で成り立っている、そして二事業については事業主負担で成り立っている、そして二事業において今の雇用調整助成金などが行われていると、こういうことになっているわけです。

そして、こういう二つの大きく分かれているがゆえに、今回も一般会計から入れる、片やはいれられるけれども片や入れられないというロジックもあったし、貸し借りをするということがあったと私は理解していたんですけれども、しかし、予算書を拝見しますと、実は雇用勘定の中でこの二つの大きな事業が分類されていないと。どんぶり勘定と言っちゃなんなんですけれども、分かれていないということで、実質的な経理は区分されているはずなんですけれども、そこは大変意外に思ったわけでございます。

そういった意味で、雇用勘定の中で失業等給付の部分と二事業の部分は予算上もしっかりと区分されているのが本来の姿じゃないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○政府参考人（森山寛君） お答え申し上げます。

労働保険特別会計の雇用勘定における一般会計からの繰入れ対象経費につきましては、特別会計に関する法律第百一条第二項におきまして、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費、これを負担すると規定されているところでございます。

このため、当該経費につきましては、予算書の大きなくくりである款あるいは項のレベルにおきましては、単に保険収入あるいは一般会計より受入れのみ規定されておりますが、より細かい区分でございます目の区分におきましては、求職者給付費等財源受入れ及び業務取扱い費財源受入れという歳入科目を規定し、雇用保険法の規定による求職者給付及び雇用継続給付に要する費用及び雇用保険事業の事務に要する経費に充てるための予算である旨を明記することによりまして、雇用保険二事業に一般会計からの繰入れが行われているかのような誤解が生じないように明確にこの区分をしているところでございます。

○辻泰弘君 予算書を私も拝見したんですけれども、それは分かっている人から見ればここがこれなんだよということがあるかもしれませんが、しかし私は、ある面、素人が見たときに、失業等給付と二事業は根本的に違うと、今回のロジックはそうなっているわけですね。そうでありながら、予算書を見てもその区分が全くないというのはやはりいかがかと思うわけでございます。

そして、それは端的に、貸借対照表を見ますと雇用勘定で一本になっているわけですね。今回は失業等給付から二事業に貸付けをするわけですから、だから本当はその部分がどう貸して、借りているのというのが分かっている本来しかるべきことじゃないかと、このようにも思うわけですね。そういたしますと、やはり私は、雇用勘定は失業等給付と二事業は何らかの形で区分を經理したものが明示されてしかるべきじゃないかと、このように私は思っておりますのでございます。

すぐにできるということではないのかもしれませんが、大臣か副大臣か、やはりこのこと、私の指摘、間違っていたら言っていただいたらいいんですけれども、今回の法改正を併せて見るときに、雇用勘定が失業等給付の部分と二事業の部分が混然となった予算になっているという、これは私はやっぱり明示するといえますか、予算をより分かりやすくするといえますか、チェックをするという意味合いにおいても私はやはり手直しがあつてしかるべきじゃないかと思うんですけれども、今後の課題として取り組んでいただきたいと、考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（長妻昭君） 今おっしゃるように、予算書の大きなくくりの項のレベルについては、単に保険料収入とか一般会計より受入れと、こういうふうに書いてあるわけでありましてけれども、その下の目の区分では求職者給付費等財源受入れとか業務取扱費財源受入れとか、こういう形で、これは二事業に入っていないということが分かるわけですが、ただ、その上のレベルでも分かりやすく表示をすることができるかどうか、これについては研究をしていきたいと思っております。

○辻泰弘君 同時に、申し上げましたように雇用勘定の貸借対照表があるわけですね。けれども、それはもう一本になっているわけですね。だけれども、本当はそれぞれの事業で貸し借り今度するわけですから、それぞれがどうなっているのというのはあつてしかるべきじゃないかと思っております。その点についても併せて御検討いただきたいということで申し上げておきたいと思っております。

そして、この借入れに関してちょっと確認をしておきたいと思うんですけれども、いわゆる二事業が足りないから借りるということになるわけですね。その二事業分についての今後の財政見通しをどのようにとらえていらっしゃるか

ということと、返済の方法についてどのようなことを想定されているのかということでお伺いしたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君） この二事業の収支でございますけれども、御存じのように雇用調整助成金がかかり支出が、要件緩和もいたしまして増加をしております。平成二十二年度については、二事業については二千三百十一億円の単年度赤字の見込み、平成二十一年度については六千七百九十三億円の単年度赤字の見込みということで、赤字が平成二十年度から続いているということでございます。

この本体の失業等給付から四千四百億円お借りをするという事になっておりますけれども、景気を何とか早く回復をして、この二事業の収支が黒字になった段階でその部分から返済をしていくというようなことを考えているところであります。

○辻泰弘君 雇用保険二事業の失業等給付積立金からの借入れについては一応ここで区切らせていただいて、次に雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止に関してお伺いしておきたいと思っております。

今回は失業等給付の方から二事業が借入れをするということになるわけですが、その返済期間中に保険料はどう考えていくのかということなんですけれども、保険料を引き上げるという可能性もあるのかどうか、また、弾力条項を適用するという事はあるのかどうか、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣（細川律夫君） その点につきましては、雇用保険二事業については、必要な雇用対策を実施をするとともに効率的な実施を図ることによりまして、保険料率を引き上げることはしなくて、できる限り早期の返済に努めるようにしていきたいと、こういうふうに考えております。

なお、二十二年度におきましては、今般の改正法によりまして弾力条項の発動を停止をしているということにしておりますけれども、二十三年度以降においても、返済期間中は弾力条項による保険料率が引き下がるということはないというふうに考えております。

○辻泰弘君 原則どおりでいかれると、こういうことだろうと思っております。

それからもう一点、弾力条項の在り方そのものについてお伺いしたいと思うんですけれども、弾力条項は失業等給付又は雇用保険二事業、両方に弾力条項があるわけですが、二事業の方は引下げのときだけ弾力条項があると。そして

また、算式の結果自動的に引き下げるということになっていると理解しておりますけれども、いずれにしましても、両方に共通することですけれども、弾力条項があつてそれなりに機動的にやるというメリットもあると思うんですけれども、一度下げるとなかなか引き上げにくいということがあろうかと思ひます。

そのことは、かつて柳澤さんが大臣のとき、私はむしろ余り簡単に下げるなということを申し上げたこともあるんですけれども、そんなことを考えますときに、やはり将来の備えということがあるわけですから、そんなことも含めて今日の弾力条項の在り方について基本的にどのようにとらえていらっしゃるか、また、今後どのように対応していかれるか、このことについてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣（長妻昭君） 一つは、保険料が上がる下がるというところについて弾力条項でその基準も明確にあらかじめお示しすることによって、これは事業主の御理解やある意味では多少の予測、保険料の将来的な上がる下がるの見込みもお示しできるのではないか、透明性も確保できるのではないかという趣旨で積立金と支出の割合によって弾力条項というのが規定をされているところでありましてけれども、今のような御指摘も我々いただいているところでありまして、今後の雇用保険制度全体の議論の中での今の点は検討課題の一つだというふうには考えております。

○辻泰弘君 また御検討いただきたいと思ひます。

それで、次に二事業にかかわることで、職業訓練、能力開発、このことについてお伺ひしておきたいと思ひております。

大臣も国会での答弁などで、職業訓練というのは鳩山内閣において非常に重要な位置付けであると、こういった御答弁もされているわけでございますし、私どもとしても、この厳しい雇用失業情勢が続く中、離職者、求職者に対する職業訓練というのは非常に大事であると、とりわけ我が国の基幹産業である物づくり産業における国際競争力等を堅持していくという意味からも重要だと思ひておりますけれども、まず大臣に、職業訓練の今日的な評価、重要性、必要性、そのことについての御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣（長妻昭君） この職業訓練は、やはりヨーロッパ諸国なども見ますと、日本の職業訓練というのは再構築する必要があるんじゃないかというような問題意識を持っております。

やはり企業にとって人件費は負担でありますけれども、優秀な職業訓練を受けた方を目の前にして、人件費は負担と考えずに投資だということで、そういう即

戦力になり得る、あるいは高度な技術を身に付けた方を雇うことによって、その企業を反転攻勢といいますか利益を更に増やしてその企業を立て直す人材として活用できるのではないかとということで、採用を今年はしないと決めていた企業が、そういう人材を目の前にして採用をして企業がその人材によって再生をしていくと、こういうような人材を育成する職業訓練という考え方をもっと押し進めて、地方、国、民間、この三つの役割分担をめり張りを付けて進めていくということで私は強化をする必要があると考えております。

○辻泰弘君 今おっしゃったことにもかかわるんですけども、いわゆる国が行う職業訓練、また都道府県、地方自治体が行う職業訓練、また民間が行う訓練と、それぞれあり得ると思うんですけども、その辺をどうやって機能分担といいますか役割分担をしていかれるのか、そういった基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。

○副大臣（細川律夫君） 国、それから都道府県、そしてまた民間と、それぞれこの職業訓練しっかりやっていかなければいけない、そしてまた連携もしなければなりません、まず国の方につきましては雇用のセーフティーネット、これを全国的にかつ機動的にしっかりと離職者訓練ができるように、そしてまた国がやることにつきましては、高度の設備などが必要なそういうスケールメリットを生かすことができるような、そういう高度の物づくりの方でこの在職者訓練、学卒者訓練を国の方でやるというような役割。

それから、他方、都道府県におきましては、やはりそれぞれの地域におけるいろいろな産業なども違いますから、地域の人材ニーズに応じた職業訓練をしっかり役割分担で行っていくということでもあります。そして、都道府県におきましては、いわゆる産業の使用者側あるいは労働者、そしてまた都道府県と、そういう協議体をつくりまして、訓練が重ならないようなそういう工夫もいたしまして、そこで訓練ができるようにということをやっております。そして、民間については、これはもう委員も御承知のように、特に介護とかあるいは情報分野とかそういうところに積極的に民間で職業訓練をお願いをして、そして委託を推進も強くしているところでございます。

いずれにしても、そういう国と都道府県、そして民間が連携をして職業訓練をしっかりやっていくということが大変大事なことだと考えております。

○辻泰弘君 職業能力開発、職業訓練に関連してもう一点お伺いしたいと思うんですけども、先般、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案という

のを閣議決定されたと思いますけれども、個人的には雇用・能力開発という言葉が消えるのはちょっと寂しいような気もするところがあるんですけども。

それはともかくといたしまして、機構が新たに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構という名称になるやに聞いておりますけれども、そこでお伺いしたいのは、新しい機構に移管されて後の職業訓練に対して、国、また二事業ですね、一般会計もあり得るわけですから両方あると思いますが、それがどのようにかかわっていくのか、どういった形で取り組んでいかれるのか、その方針についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君） やっぱりこれを機に職業訓練の考え方を見直して強化をすると、めり張りを付けて強化をするという方向性を打ち出したいと思いますが、やはり国の役割は、全国の必要な職業訓練のレベルアップを図っていく、あるいは全国で職業訓練の先生として活躍される方を例えば定期的に集めてそのスキルを更に向上するような、そういう研修をするなどなどに責任を持って取り組むということであります。

実際に平成二十一年度と二十二年度を比べますと、職業訓練の定員というのが三十二万人から四十三万人に増やすというようなことで力を入れてまいるところであります。民間にお任せする部分も増えますし、地方やあるいは企業のオフJTということでお任せする部分も増えるということで、実際の現場での職業訓練については地方や企業、民間にお任せをしていく部分は増えますけれども、やはり国として全体の職業訓練のレベルアップをします。これは文科省とも今連携をした勉強会を立ち上げておりますので、文科省とも協調しながら職業訓練の重要性を更に訴えていきたいと思っております。

○辻泰弘君 是非そのような思いで国としての役割も果たしていただきつつ、職業訓練についても進めていただきたいと、このように要請をしておきたいと思いません。

最後のポイントでお伺いしたいと思います。いわゆる未払賃金の立替払制度ですけれども、これは雇用保険ではなくて労災勘定にかかわるものでございまして、労災の保険料で、倒産した場合に、失業した場合に、その方に未払の賃金、退職金があればそれを立替払するという、私はいいい制度だと思っておりますけれども、これを、失業給付と同時に大いなるセーフティーネットの機能を果たしていると私はかねがね評価しておりました。既に平成十四年には額が引き上げられたということもあつたんですけども。

それで、まず、最近の未払賃金立替払制度の事業の実施状況について、御説明



をいただきたいと思います。

○政府参考人（金子順一君） 未払賃金の立替払制度でございますが、今議員から御指摘がございましたように、企業が倒産した場合に未払賃金がある、その一部を政府が事業主に代わって立替払をする制度でございます。セーフティーネットとして大変重要な機能を持っている制度だと私どもも認識をしているところでございます。

最近の実施状況でございますが、平成二十一年度、四月から十二月までの三四半期、ここにつきまして支払実績が出ておりますが、御紹介させていただきますと、支給者数が五万二千六百人、立替払の総額が二百六十一億九千万円、こういった数字になっております。

対前年度比で見えますと、支給者数で三七・七%の増、立替払額は五四・三%ということで大幅の増となっておりますが、これは、御案内のとおり、平成二十年秋以降の景気の急激な後退に伴いまして、大変支払額が増えているということでございます。

なお、最近の直近の動きを見えますと、増加幅はかなり減少してきておりまして、落ち着きつつある動きを見せているというふうに見て取ることができるのではないかと考えております。

○辻泰弘君 最近の推移についてはお話ございましたように若干落ち着いてきているというところはあるかと思えますけれども、しかし毎年増えてきているということも事実でございます。とは申せ、平成十四年のときに四百七十六億というふうな額から見ますと、それほどのところには行っていないということも現実でございます。

ただ、申し上げたいと思えますことは、平成十四年に改正があつて、例えば三十歳未満であれば七十万から百十万への引上げ、三十歳から四十五歳未満は百三十万から二百二十万、四十五歳以上は百七十万から三百七十万ということで、上限額の引上げということがなされたわけですがけれども、時日も経過しておりますので、やはりそれが今日的に妥当な水準であるかどうか、引上げというものを考える必要はないかということを常にチェックしておくべきだと思ふんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人（金子順一君） 立替払の対象となります未払賃金は、これは退職の前の六か月間の定期給与とそれから退職金対象になります。そういうことで、現在一定の限度額を設けさせていただいているわけですが、議員から御指摘がご

ございましたように、平成十四年度に大幅な引上げをしております。四十五歳以上の方ですと、それまで百七十万円が立替払の限度だったわけですが、これを三百七十万円まで引き上げたということでございます。

この引上げの考え方でございますが、対象となる倒産、法律上の倒産もございますが、いわゆる事実上の倒産というのが中小企業には大変多うございまして、この中小企業に多い事実上倒産した場合にできるだけそうした方々の未払賃金がこの限度額でカバーできるようにしようというのが考え方でございます。

現在、三百七十万円の上限で、この事実上の倒産の場合どんな状況になっているかと申し上げますと、見直し後から平成二十一年十二月末までの状況で検証してみますと、中小企業からの退職者、事実上の倒産の場合ですと九七%の方がこの限度額の範囲に収まっております。そういうことでございまして、当初想定をしていた運用がなされているのではないかとというように承知をしているところでございます。

御指摘がございましたように、制度については常に運用実態を把握しながら検証していくということが大事だろうと思っておりますので、その点心得て今後とも検討してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 今お話ございましたように、平成十四年のころと大体同じ程度のカバーをされているという状況だと思いますので、それは当面の状況としてはこのままいくということならそれは一つの理屈だと思いますので、ただ今後ともその点については注視をしていただいて、やはり機動的な対応を求めておきたいと思えます。

そして、冒頭申し上げましたように、私はやはりこれは非常に大きなセーフティネット、本当に倒産、失業された方にとっては非常に大きなセーフティネットだと思っておりますので、この点についてはやはり十分な認識をお持ちいただいて今後も対応していただきたいと思うんですけれども、この制度についての評価、また今後の対応について、改めて副大臣からお答えをいただきたいと思えます。

○副大臣（細川律夫君） 労働者が働いて賃金をもらおうと、こういう当たり前のことの賃金が未払になるということ、これは労働者にとっては大変なことでございます。

そのときに、倒産とか、あるいは事実上の倒産もありますけれども、実際にももらえないというときに国が代わって支払うというこの立替払制度というのは、賃金によって生活をしている労働者、家族にとっても大変重要なセーフティネット

トになっているものだというふうに思います。

そういう意味では、この制度を迅速にそして適正にしっかりと運用されるということがまずは大事かというふうに思います。そう心得てしっかり進めてまいりたいというふうに思います。

○辻泰弘君 私はいつも思うんですけれども、政治というのは人間の幸せの追求であると私は思っております。そして、働くという字は、労働の働という字ですけれども、にんべんに動くと書くわけでございます。そのことの意味は、人が動けば働くことになる、働くというのは人間が動くことだ、基本的なことであるということの意味しているというふうに私は思っております。

そして、人の一生を考えると、人の一生の中で、また日々の生活の中で働くということがどれほどウエートを占めているか。多くの方は働くことによりなりわいを得て生活をしている、暮らしをしている、家族共々幸せをつくっている、こういったことに根本を成す働くということでございまして、人間の幸せを追求するという政治の使命、それを貫徹する上で、やはり働くという部分をどれほど幸せ度が高められるかというのが実は政治の大きな課題だと私は思っております。

ですから、労働条件を向上する、また労働環境を改善する、そういった一環で法律的な対応もする、そのことが極めて重大だと思っております。そういった一環として今回の立法もあったと思いますし、派遣労働の改正なども今後予定されていると思いますけれども、人間のための経済社会を掲げた鳩山内閣でございませぬ、また生活第一の政治を掲げて長妻大臣を先頭に今日まで頑張っておられましたけれども、今後ともその決意を持って厚生労働行政、人間の幸せを追求する、その思いを込めて頑張ってくださいますように御祈念申し上げまして、また御期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。